

大日本帝国憲法と井上毅の国典研究

夜 久 正 雄

昨年、明治神宮から刊行された『大日本帝国憲法制定史』は、近年の快著と思ふ。いはゆる「明治憲法」——正しくは「大日本帝国憲法」の、思想ならびにその成立の歴史について、これほど総合的に且つ実証的に書かれた書物はなかつたのではないか。日本国憲法が論議される場合にも、必読の書と言ふべきであらう。

さて、私などは、この書物によつてはじめて教へられることが多く、深い感銘を受けたことがらも一・三にとどまるものではないが、最も強い印象を受けたことの一つに、井上毅が「国典」(日本思想文獻)研究に必死の努力を傾げたことがある。

井上毅は、憲法制定に最も深くたづきはつた人物で、憲法原案の起草者である。憲法に関する公式な解説書『憲法義解』は、伊藤博文の名を以て公刊されたが、井上毅の文章であるといふことである。
さて、大日本帝国憲法は、第一章天皇、その第一条は次の通りである。

大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

これは、日本の國の國がらを宣明した一文である。短い一文であるが、憲法制定に關して、非常の努力が傾けられた
にちがひない。『憲法義解』は、この「統治」の意義を、古語の「シラス」にもとづくことを明言してゐる。

ここまででは、実は、私も前から知つてゐて（昭和七年刊・松田福松先生著『昭和天業實踐原理』）、井上毅の見識の偉大さに打
たれたのであるが、彼がこの「シラス」といふ日本語のもつ意味に目ざめた經緯と、彼が作成した原案甲案乙案丙案
にこの「治ラス」の語を用ひた、そのことは、『大日本帝国憲法制定史』によつてはじめて知つて、いよいよ深い感
銘を受けたのである。『制定史』の語るところを、多少補足して、述べさせていただく。

（十）「統治」と「治ラス」

『憲法義解』は、明治二十二年六月一日の發行となつてゐるので、憲法公布の二月十一日から三ヶ月半ほどの後の
發行といふことになる。著者は伊藤博文である。伊藤博文は、内閣總理大臣として憲法の制定に當り、枢密院議長と
して「憲法發布勅語」に副署してゐるので、この『憲法義解』が「大日本帝国憲法」の公的な解釈であると見られる。

この『憲法義解』は、第一条の「統治」の意味を次のやうに説明してゐる。（句読点、濁点、送り仮名、振り仮名など
追加）

「統治ハ、大位ニ居リ、大權ヲ統ベテ、國土及ビ臣民ヲ治ムルナリ。古典ニ天祖ノ勅ヲ挙ゲテ、「瑞穂ノ國ハ是レ
吾ガ子孫ノ王タル可キ地ナリ、宜シク爾、^{ヨシク}皇孫就キテ治ラセ。」ト云ヘリ。又、神祖ヲ称ヘタテマツリテ、「治御國^{ハシメラス}

天皇ト謂ヘリ。日本武尊ノ言ニ「吾者纏向ノ日代宮ニ坐シテ大八島國治ロシメス大帝日子源斯呂和氣天皇ノ御子」トアリ。文武天皇即位ノ詔ニ「天皇ガ御子ノアレマサム弥繼ニ大八島國知ラサム次」トノタマヒ、又、「天下ヲ調ヘタマヒ平ゲタマヒ公民ヲ惠ミタマヒ撫デタマハム」トノタマヘリ。世々ノ天皇皆此ノ義ヲ以テ伝國ノ大訓トシタマハザルハナク、其ノ後、御ニ大八洲「天皇ト謂フヲ以テ詔書ノ例式トハナサレタリ。所謂「シラス」トハ即チ統治ノ義ニ外ナラズ。蓋シ祖宗、其ノ天職ヲ重ンジ、君主ノ徳ハ八洲臣民ヲ統治スルニ在テ、一人一家ニ享奉スルノ私事ニ非ザルコトヲ示サレタリ。此レ乃チ憲法ノ拠テ以テ其ノ基礎ト為ス所ナリ。」（丸善叢書・明治二十二年初版『憲法義解』昭年十九年23版、一〇、一一ページ）

最後のところの「此レ」といふのは、前述の天皇の「統治」の精神とそのあらはれとしての天皇の政治の歴史とを意味するものである。

「大日本帝国憲法」が、天皇の政治を「統治」といふ言葉で表現し、その意味を、純粹の日本語の「シラス」に「外ナラズ」としたのは、天皇の政治が、日本独自のことがらであることを信じてゐたからなのである。天皇の政治といふことは、日本の歴史上のことがらであるから、その本来の意味は日本語によつて表現されてゐることを知つてゐたのである。それは、自明なことではあるが、偉大な見識と言はなければならぬ。憲法制定の当時も、また憲法制定以後になつても、天皇政治の事実を、外国の政治思想によつて判断しようとする思想が流行してゐることを思ふと、殊にその感を深くする。

「大日本帝国憲法」には、いくつかの試案があつたが、その中でも有力なもの一つであつた井上試案といふものがある。これは、井上毅の起草による政府原案の試案である。その試案の甲案乙案といふのが『大日本憲法制定史』

に記されてゐるが、甲乙二案とも、第一条が、

「日本帝国ハ万世一系ノ天皇ノ治ス所ナリ」（『大日本帝国憲法制定史』五四三ページ）
とある。

その「治ラス」を「統治」に改めたのが、成案である。そこで『憲法義解』において、「所謂『シラス』トハ即チ
統治ノ義ニ外ナラズ」としたのである。

では、古語における古語の「シラス」とはどういふ意味であらうか。

それについては、井上毅（梧陰）の解説が、彼の遺著『梧陰存稿』に遺されてゐる。「吾靈」と題する文章である。
次にその概要を述べることとする。

（一）「治ラス」の意味（『梧陰存稿』卷1、「吾靈」）

まづ冒頭に「古語を吟味することは一の歴史学なり」といふ一文をかかげる。言語は思想の表現であるから、古人
の思想を知るには古人の遺した言葉を研究するのが第一である、といふのである。何人も承服せざるを得ぬ提言と言
へよう。（もつとも、これも唯物史觀や考古学一辺倒の歴史学が流行してゐる現代思想とは相容れぬものがあらうが、
甲骨文字などによる中國神話の復元が試みられてゐることを考へれば、納得せざるを得ないであらう。）

さて、さうした見地に立つて、古語を考へて、「余は、一の上なきめでたき語」を得た、といふ。それは、「土地と
人民との二の原質を備へたる国を支配する所作を称へたる詞」について、各国の詞と日本の古語とを比較してみての

結論だ、といふのである。この「土地と人民との云々」の意味は、「支配」とか「政治」とか「統治」とか、いろいろに言はれる言葉を言つたのである。

中国では「國を有つ」といふ。「有つ」とは「手に入れる」ことである。『詩經』に「奄有^二天下」（天下を奄有す）とあるのは、「掩ひかぢさつて手に入るゝ心」であり、「國土國民を物質様に一の私産と見たるもの」である。『中庸』には「富有^二天下」（天下を富有す）とも言つてゐる。一人で天下を私有するといふのは穩やかなりぬ詞であるから、支那の聖人は、此の詞を修飾するために、「有^一天下而不^二与（天下を有ちて与らざる）」と言つてゐるが、「有つて与らず」といふのは、矛盾してゐる、とはざるを得ない。その後、「政治の思想」が少し進歩して、「治國」とか「經國」とかいふ言葉を用ひるやうになつたが、この「治^一む」といひ「經^一す」といふのは、乱れた糸の筋を揃へる心で、やや「精緻」な「文字」ではあるが、なほ専ら、「物質上の着想」によつて成立したものである。

又、人民に対してもどういふ「作用言」を用ひたかといふと、「民を御す」といひ、又は、「民を牧す」と言つてゐる。「御す」とは馬を使ふ意味であり、「牧す」とは羊を畜ふことであつて、人民を馬や羊に喩へた「太古未開の時のおほらかなりし思想」をそのままあらはしたものである。

ヨーロッパで国土を入れたことを何といつたかとたゞねてみると、「國を占領する」といふ。「占領」はオキュパイドで、奪ふといふ意味を含んでゐる。又、人民に対しては、「ゴーウルム」——「船の舵を執る」意味の言葉を使つてゐる。支那で「御す」「牧す」と言つたのと同じで、「人民を一つ物質に見なした」ところから転用したものである。

支那も西洋も、昔の人の、国土人民に対した「作用言」は、全く粗雑な言葉を用ひたものである。国土を縄張りし

て自分の領分にするといふことを目的とし、人民を一つの品物と見て、手綱を付け船を取つて、「乗り治む」といふ「あしらひ」で、かういふ言葉を使つたものと思はれる。これは、古代の人は、現代の人のやうに政治学の精密な思想が無かつたからであらう。

さて、「御國」日本では、「此の国土人民を支配することの思想」を何と言つてゐるか。

『古事記』に、たけみかづらのかみ健御雷神おほくにぬしのかみをお下しへになつて、おほくにぬしのかみ大國主神おほくにぬしのかみにおたづねになられた條に「汝之宇志波祁留葦原中國者我子之所治國言依賜」（いましのうしはける葦原の中の國は、我がみ子の知らざむ國ぞと言よさしたまひき）とある。「うしはく」といひ「しらす」といふこの二つの詞をもつて、太古に、「人主の国土人民に対する働きを名づけ」たものであつた。

さて、一方では「うしはく」といひ、他方では「しらす」とおつしやられたがらには、二つの間に差があつたにちがひないのである。大国主神については「汝がうしはける」とのりたまひ、御子のためには「しらす」とのりたまうたのは、此の二つの詞に、雲と泥、水と火とのやうな、全くちがつた意味があると思はれるのである。

「うしはく」といふ言葉は、本居氏（宣長）の解釈に従ふと、即ち「領す」といふことで、ヨーロッパ人が「オキュバイド」と言ひ、支那人が「富有」「奄有」と言つたのと全く同じ意味である。これは、一の土豪の「所作」であつて、土地人民を自分の私産として取り入れる大国主神のしわざをあらはしたものであるにちがひない。「正統の皇孫として、御国に照し臨み玉ふ大御業」は、「うしはく」ではなくて「しらす」と仰せられたのである。

その後、神日本磐余彦尊（カムヤマトイヘレビコノミコト）と申上げ、又、代々の御詔勅に、「大八洲国（オホヤシマクニ）知ろしめす天皇」（ハツクニシラス・スマラミコト）と申上げ、

ととなへ奉ることを、公文式（公文書の例式）となされたのである。だから、恐れ多いことではあるが、「皇祖伝來の御家法」（皇祖天照大神から一すぢに伝へられた皇室のおきまり）は、「しらす」といふ言葉にある、と言つてもまちがひない。

「国を知り」「國を知らす」といふのは、各国に比較することができる言葉がない。今、「国を知り」「國を知らす」といふことを、原語のままに意訳を用ひないで、支那の人・西洋の人には、その意味を了解するのに困しうであらう。それは、支那の人・西洋の人には、「国を知り」「國を知らす」といふことの意想が、元来、その「脳^{く。}髄」の中に存在しないからである。「知る」といふことは、今の人々の普通に使ふ言葉のやうに、「心で物を知る」といふ意味であつて、中の心と外の物との関係をあらはし、さて、中の心は外の物に臨んで、鏡が物を照すやうに、「知り明らむる」意味である。西洋人の論理法に従つて解釈するときは、主観的に無形の高尚なる性靈心識の働きをあらはしたものであつて、「奄有」といひ「占領」といひ「うしはく」といふのは、専ら客観的に、有形の物質上の関係をあらはしたものである。古書で、「しらす」といふ言葉に「御」の字を当てたのは、当時の歴史を編纂した人が、適當な漢字の無いのに苦しんで、この字を借用したのである。「知らす」といふ日本語の意味には適しない文字なのである。

かう言ふと、人は、非難して言ふであらう。太古の人々にそれほど高尚な思想のあるはずがない、今の人々考へでもつて附会（こぢつけ）したのであらう、と。いやいや、さうではない。諺に、「論より証拠」と言つてゐるやうに、古典に「うしはく」と「しらす」と、二つの言葉を両々向き合はせて使つてゐる。又、その「うしはく」と「しらす」といふ「作用言」の主格に、玉と石との差のあるのを見れば、そのうへなほ、争ふことのあるはずがない。若し

その差別がなかつたとしたならば、この一条の文章を何と解釈することができようか。

右のやうなことであるから、支那・ヨーロッパでは、一人の豪傑があつて興起し、多くの土地を占領し、一の政府を立て支配した征服の結果といふことを、国家の解釈とができるが、御國の天（あま）の御祖（おほきわざ）（皇統）の大御業の源は、皇祖の御心の鏡をもつて、天の下の民草を「しろしめす」といふ意義から成り立つものである。かかる次第であるから、御國の國家成立の原理は、君民の約束ではなくて、一の君徳である。「國家の始は君徳に基づく」といふ一句は、日本國家学の開巻第一に説くべき定説であるのである。

この国がらのちがひが、ヨーロッパの歴史と日本の歴史とのちがひとしてあらはれてゐることを、梧陰は実例をあげて指摘して、結論として、「恐くも我が國の憲法は歐露巴（ヨーロッパ）の憲法の写しにあらずして即ち遠の御祖（みおや）の不文憲法の今日に発達したるものなり」と述べてゐる。（『梧陰存稿』卷一「国文の部」六丁～十三丁――明治二十八年九月十三日発版、大正八年二月再版、小中村義象編、六合館発行による）

（三）日本への回帰

日本の国の憲法は、日本語と日本歴史とに根ざしたものでなければならぬといふことは、わかり切つたことと言へばそれまでであるが――今日のやうに外国語を訳した憲法を持つてゐることから考へてみれば――一大見識と言はねばならない。

井上毅は中江兆民と同じ時期にフランスに留学して、当時における第一流の外国学者であつた。兆民もそれを認め

てゐる。しかし、井上は憲法制定の事業に従事するに至つてから「国史古典についての専門的な法学研究を始めた」（『大日本帝国憲法制定史』五〇〇ページ）といふ。近代国家としての憲法の制定は、有史以来はじめての仕事であるから、外国の憲法を参考にすることはいふまでもないが、「國がら」といふ点については、日本独自のものであり、その國がらをいかに表現するかといふことは、国史・古典の研究に俟たねばならない。——それが彼の思想であつたらう。「憲法制定史」によると、「井上が特に参考研究した日本の古典としては、次のやうな著書名が」「稻田正次の著書に」あげられてゐるといふことである。

古事記、日本書紀、続日本紀以下の六国史、令義解、古語拾遺、万葉集、類聚国史、延喜式をはじめとして貞觀儀式、江家次第、姓氏錄、和名鈔、玉海、禁秘抄、神皇正統記、職原鈔等々。下つて徳川時代のものとしては大日本史、日本政記、本朝皇胤紹運錄、古事記伝、職言志、弘道館述義、新論等々。

『憲法制定史』の著者は、これを見て、「まづ堂々たる国典研究の基本を見ることができる」と評してゐる。恐らく、日本の憲法学者の中では、これだけの国典研究を行なつた人は、前にも後にも無いのではないか。

橋陰は、憲法起草に精魂を傾けて、二十六年病氣で官を辞し、二十八年三月死ぬのであるが、右の国典研究を短期間に行なつたことなども、病氣の一因であつたらうと思はれる。しかし、この国典研究は、憲法制定のために、必ずさねばならぬ用意であると信じたのである。この精神が「シラス」といふ言葉を発見させ、憲法第一条に、日本の独自の國がらを明示する努力となつたのである。彼の学問上の努力は、戦争における将帥的努力に、まさるとも劣らぬものがあつた、と評さなければなるまい。彼自身そのことを知つてゐたのである。だからこそ彼は、旅行中にも、古典を手からはなさなかつたのである。

梧陰の国典研究の助手の役をつとめた小中村（池辺）義象が『梧陰有稿』の跋文に書いてあるエピソードは、見逃すべきではない。「シラス」といふ言葉の発見の前後の事情や国典研究の様子をうかがふことができる文章であるから、少し長文になるが、はじめから引用する。（『梧陰存稿』卷二、小中村義象「梧陰存稿の奥に書きうへ」——現代語訳）

先生は私とは郷里を同じくしてお生まれになりましたので、幼少の頃からそのお名前を承つてをりましたが、親しくお目にかかりましたのは、明治十八年の秋、私は既に小中村氏を冒したのちのことでした。当時、東京大学古典講習科に在学してをりましたので、その学びつあるところを、お話し申上げましたところ、世の風潮に誘はれないで、一向におもふ学科をつとめなさい。中でも、歴史法制は國の大本であるから、心を入れて学べよ、今の世の青年は、徒らに時務策を考究することをのみ知つて、國家既往の歴史を研究することは疎かにする、その弊害は恐ろしいものが多い。君は今、小中村氏を冒した、能く清矩君の学問を継ぎなさい、などとこまやかに説論なさいました。

そもそも当時は、何事も西洋崇拜とかいふことが行はれて、草も木も皆欧風に吹きなびかされ、古書を読み古事を尋ねるものなどは、木のはしのやうに思ひ悔る様子でありましたが、私は、一向に専門の学科に従事し、先生のお教へを空しくしないことを努めてゐました。

十九年の夏、この学科を卒業して大学を出、そのまま宮内省図書寮の属官を拝命しました。この時、先生は、この図書寮の長官でいらつしやりながら、かの帝国憲法・皇室典範の制定に従事なさつていらつしやつたので、寸時の暇もおありなさらない、朝はまだほんぐらい頃から起き出され、夜は更けるまでこの事にのみかかづらひなさつ

た。その任用なさる人の多い中でも、私には、我が國の典故を悉く取り調べさせなさつたのであります。ですから私は、官省にある時間の外は、先生の家にばかり籠つて、いつも先生の監督の下にあつて、その材料を書きつづつたことはどれほどあつたでせう。（数へることもできないほどです。）

この年十二月の末の頃から、翌年の一月にかけて、先生に随つて、安房房総相模の名処の処々をめぐり歩いたことがあります。いつもはあれほど勉強なさるのであるけれど、旅の間は、自然、怠りなさることもあらう、などと思ひましたが、さうではなくて、お持ちになつたものは、みな悉く、例の草案の類であつて、船の中でも車の上でも、取り出して御覧にならないときはなく、御覧になる片はしから、加筆なさらぬところはないのです。

鹿野山にのぼる時のことでした。車では行けないところでしたので、先生は、右の手に仕込杖を持ち、左の手に例の書類を握りながらお歩きになりましたが、吹きおろす風は一層ひどくて、手も凍るばかりでしたから、これをカバンに納めなさつて、さあ話をしよう、とおつしやつて、たづねはじめられたのは、大国主神の国譲りの故事であります。あれはどうか、これはどうかなどとおたづねになる中に、あの「じるしめす」と「うしはく」とのことに及びましたところ、それは實に貴いことである、とおつしやつて、歐洲各国の建国のこと、さては支那の立国の本など、比較してお話になり、帰つたらすぐ取調べよ、とおつしやる。山に登りついたころは夕暮で、大層高いうへ雲あらえさへふりしきりましたので、蒲柳の質でいらっしゃるおからだ、どうしたらよいだらうか、と私はひとり心づかひせられずにはをられませんでしたが、先生は、洋服をもおぬぎにならずに、火鉢を抱いて、宿の主人を呼び、硯をとりよせてお書きになるのは、かの道すがらお話になられたことのあらましです。さて、これでよいか、このことは調査せよ、などとおつしやる。その事にあたつておつしめになられたことは、このやうでありました。

梧陰が、憲法の草案に、「治らす」の語をもつて、天皇の政治的なお働きをあらはす言葉としたのは、右のやうな、日本語と古典研究に基づく畢生の努力によるものであつた。「我が國の憲法は歐露亜の憲法の写しにあらずして、即ち遠つ御祖の不文憲法の今日に発達したるものなり」との彼の思想は、日本国憲法を考へる時に、われわれに改正の光明を与へるものである。

四 国語国文への傾倒

梧陰が憲法の原案起草に際して、国語・国典に専心したことは、既に述べたところであるが、その後も、国語・国文の研究を畢生の事業とした、といふことである。

遺稿となつた『梧陰存稿』の「国文の部小言」に、かう言つてゐる。

「己れ、年少き頃は、好みて漢文を学び、慙ひに彫琢の業を勉めたりしが、中年の折より翻りてその非を悟り、文部の職(註・大臣)を受くるに当り、公衆に向ひ、漢文の廃止すべき事を明言し、己れの職務に拘らず、一個人として有志の人の末列に加はり、誓ひて国文興起の成運を扶くべしとの微志をも公にしたるは、さりともおもふ心の切なるよりおふけなくも嗚呼の言を述べたるにはありける。」

国語と国文とに國の精神を求めたことは、当然と云へば当然であるが、彼のやうに早くフランスに留学し、その文明に触れた学者としては、珍らしいことと言ふべきであつた。彼と同じ時期——明治初年にフランスに留学した中江兆民、西園寺公望の思想と生涯とを梧陰のそれに比べあはせてみると、梧陰の思想がいかに深かつたかがわかる。彼

の「日本への回帰」の思想は、前述の通り、憲法制定の用意として、法制・歴史の「国典」研究にあらはれてゐるが、そのほか、いはゆる国文学の古典をも読んで、それを批評してゐることにも、うかがふことができる。そのことは『梧陰存稿』の「あとがき」（小中村義豪）にくはしく記されてゐる。

「先生の漢文漢詩に長じたまひしことは、たれも知りをれば言はず。このころ（註・明治二十三年の頃）より、歌よみ文かくことをはじめられ、公務のいとまいとまには、常にこの方に御心をとどめしめたまひ、相見まつる」と、談のこのことに及ばざることはなかりき。或る時、源氏物語、枕草紙は、しかじかのみは味ある文なれども、悉くはよるにたらず、歌は万葉集にしくものなし、中にもかの、御民われいけるしるしあり天地のさかゆるときにはあへらくおもへば、などいへるがごときは、感歎にたへず。その後にては在原業平、小野小町は、その思想当世に秀でたり。古今集は見るべきものあれども、新古今集に至りては、織巧にしてよみ見むこちもせず。北畠淮后的神皇正統記は、その文流暢にして真に国文の龜鑑とも見るべし。兼好の徒然草は、感情によりてかきのべしのみ、倣ふにおよばず。本居宣長は、いかばかりの著書をよみたりしか。彼人の著書をよむごとに敬服にたへず、真に国学の大人なりなどいはれき。」

中江兆民は梧陰の死後、「政治家で思想のあつたのは井上梧陰一人であつた」と評したといふことであるが、『梧陰存稿』を読むと、フィフテの『独逸国民に告ぐ』を思ひ出させられるものがある。二人とも民族の危機に当つて、国語と国民精神をまもることを切言したのである。

『大日本帝国憲法制定史』明治神宮編纂・大日本帝国憲法制定史調査会（委員長太石義雄博士）著。昭和五十五年三月十五日第一刷。サンケイ新聞発行。定価九千円。